

令和6年度若者地元魅力発見促進事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和6年度若者地元魅力発見促進事業業務委託の内容及び当該業務に係る委託契約等の方法について、以下のとおり定める。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和6年度若者地元魅力発見促進事業業務

(2) 業務目的

高校生を対象に、地域を探訪し、郷土の魅力とその価値を再認識するフィールドワークを開催し、若者の地元定着・回帰の土台となる郷土愛の醸成を図る。

(3) 業務内容

別添「令和6年度若者地元魅力発見促進事業業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

(5) 提案上限額

1,376,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 委託契約の方法

① 契約方法

随意契約

② 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者を1者選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）による。

③ 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

2 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

② 申請日において、山形県税（県税に附帯する税外収入を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、滞納がないものと見なす。

③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。

- ④ 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有し、過去3年以内に、国又は地方公共団体から業務委託（指定管理含む）により本業務と類似の業務（研修事業、イベント事業など）を実施した実績を有すること。
 - ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - （ア）役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - （イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - （ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
 - （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - （オ）役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。
- （2）失格事由
- 企画提案者が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。
- ① 公募要領等に定めた資格・要件が備わっていないとき
 - ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
 - ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき
 - ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
 - ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回るとき
 - ⑥ その他不正な行為があったとき

3 企画提案参加届に係る提出書類等

(1) 提出書類

企画提案参加届（別紙1）：1部

(2) 提出期限

令和6年6月5日（水）午後5時まで

(3) 提出方法及び提出先

「8 提出・問い合わせ先」までFAX又は電子メールにより提出すること。
（提出期限必着、郵送・持参不可。）

(4) その他

企画提案に参加する事業者は必ず提出すること。提出期限までに提出のなかった事業者の企画提案は受け付けない。

4 企画提案に係る提出書類等

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式1）：1部

② 誓約書（様式2）：1部

③ 企画提案書（様式3）：6部

④ 見積書（様式4）：6部

⑤ 過去3年以内に、国又は地方公共団体から、業務委託（指定管理含む）により本業務と類似の業務を実施した実績を証明する書類（例：契約書の写し、報告書、チラシ）：1部

⑥ 法人等の概要が分かる次の書類：1部

書類	法人の場合	個人の場合
登記簿謄本 （原本）※1	法人登記簿謄本（全部事項証明書） 又は法人の登記事項証明書（発行後 3か月以内のもの）	代表者の戸籍謄本 身分証明書及び成年被後見人等登記 されていないことの証明書
役員等名簿	氏名、役職名を記載したもの	—
定 款	最新のもの	—
企業概要	パンフレット等でも可 ・企業理念（経営方針） ・事業経歴 ・創業年月日 ・資本金（出資総額） ・事業内容（事業種目、所在地、従 業員数、主な取引先等）	法人における「企業概要」に準じた 内容が記載されたもの
決算書	直近2年分の決算書の写し （貸借対照表及び損益計算書）	直近2年分の決算書の写し

		(確定(修正)申告書(控)の写し、青色申告決算書若しくは収支内訳書の写し)
書類	法人の場合	個人の場合
納税証明書(原本)※2	未納の税額がないことの納税証明書	未納の税額がないことの納税証明書
備考	※1 企画提案者が山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、登記簿謄本を次のいずれかの書類をもって代えることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・山形県会計局の受付印がある競争入札参加資格申請書(写し) ・委任状(写し) ・使用印鑑届(写し) ※2 企画提案者が山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、提出不要。	

(2) 提出期限

令和6年6月12日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

「8 提出・問い合わせ先」まで、郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。持参の場合は、事前に電話連絡の上、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日、土曜日(以下「休日等」という。)を除く午前9時から午後5時までに提出書類一式を持参すること。

(4) その他

提案は1事業者につき、1提案とする。

5 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日(予定)
公募要領の配布	令和6年5月30日(木)～令和6年6月12日(水) ○山形県のホームページからダウンロードすること。
質問の受付	令和6年5月30日(木)～令和6年6月5日(水) ○質問がある場合は「質問票(様式5)」を提出すること。 ○提出は、「8 提出・問い合わせ先」へ、持参、郵送又はFAX送信すること。 【持参の場合】午前9時から午後5時まで 【郵送の場合】提出期限までに提出先に到着したものに限り 【FAXの場合】必ず電話にて送信確認すること
質問の回答期日	令和6年6月6日(木) ○質問への回答は、山形県のホームページに掲載する。
企画提案参加届の提出期限	令和6年6月5日(水)午後5時

企画提案書等の提出期限	令和6年6月12日（水）午後5時
受託者の決定	令和6年6月中旬
契約の締結	令和6年6月下旬

6 審査方法及び結果の通知等

(1) 審査方法

山形県庄内総合支庁総務企画部総務課が設置する企画提案審査会において、応募があった企画提案について審査基準に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

【審査基準（審査項目と審査の視点）】

	審査項目	審査の視点	配点
	実施方針	実施方針は、若者の地元定着・回帰の土台となる高校生の郷土愛の醸成に資するものとなっているか。	10
企画内容等	企画内容	【現地体験】 高校生が、大学生をはじめとした地域の若者と共に地域を探訪し、交流できるものとなっているか。高校生が、地域資源に触れる体験を通して、郷土の魅力とその価値を再認識できるものとなっているか。開催場所は、一方は鶴岡市・三川町・庄内町、もう一方は酒田市・遊佐町となっているか。 (趣旨に沿った内容となっているか)	15
		【グループワーク】 高校生が、現地体験を踏まえ、グループに分かれて意見交換を行うことを通じて、地域への理解を深めるものとなっているか。高校生が、気づきや話し合いの結果等を発表することを通して、地域とのつながりや達成感を感じることができものとなっているか。 (趣旨に沿った内容となっているか)	10
		【情報発信】 SNSで効果的に情報発信する内容となっているか。 (使用媒体や発信内容、発信回数は適切か)	5
		【参加募集】 参加者の募集方法は適切か。	5
		【市町との連携】 市町との連携の内容は適切か。 (積極的な連携を図っているか)	5
		【アンケート】 実施方法は適切か。	5
65	独自提案	事業の目的を達成するために効果的な提案があるか。	10
業務遂行能力	組織体制	事業の遂行にあたり、必要かつ十分な人員体制であるか。 (組織体制、能力、経験など)	10
	計画性	関係者との連絡調整等、必要な作業量や手順を適切に想定し、妥当なスケジュールであるか。	10
25	実績	過去3年以内において、類似業務の実績は豊富か。	5
経費 10	経費積算の妥当性	事業の遂行に支障のない妥当な経費見積もりであるか。 また、積算根拠には事業に必要な経費が明確に示されているか。	10
総 計			100

(2) 提案者が1者のみ又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみである場合でも、審査員の審査結果により、提案内容が契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該提案者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、いったん公募型プロポーザルの実施を中止し、業務内容等を再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

(3) 契約方法

最優秀提案者を受託候補者とし、受託候補者と契約に向けた手続きを行う。

なお、受託候補者が「2 応募に関する事項」(2)の失格事由に該当することが判明した場合には、契約を締結しないことがある。その場合、審査会において次点の評価を受けた者と契約に向けた手続きを行うものとする。

(4) 結果の通知及び公表

審査の結果は、提案者全員に文書で通知するとともに、山形県のホームページで公表する。

7 その他

(1) 企画提案書作成のほか公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 最優秀提案者の提案書の著作権は山形県に帰属するものとする。

(4) 提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲で複製することがある。

(5) この公募型プロポーザル又は契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。

8 提出・問い合わせ先

〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

山形県庄内総合支庁総務企画部総務課企画調整担当

電話0235-66-5418 F A X 0235-66-2835

Mail : yshonaisomu@pref.yamagata.jp